

## 様式第十三（第4条関係）

### 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日  
令和7年1月9日

2. 回答を行った年月日  
令和7年2月6日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、在留資格申請APIと連携したシステムを構築し、広く外国人、外国人の所属機関、登録支援機関等が、システム上で行政書士等に対して在留資格申請業務を依頼できるサービスを提供することを検討している。

4. 確認の求めの内容

照会者が、上記システムを提供することは、照会者が行政書士等の専門家ではないことを明記した上で提供を行い、かつ、実際の申請においては登録された行政書士等が行い、当該システムを通じて在留資格申請を行われた場合に、行政書士等からシステム利用料として対価を得る行為は、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第1条の2に規定する行政書士の業務に該当せず、法第19条及び行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号。以下「規則」という。）第6条第2項に違反しないこと。

5. 確認の求めに対する回答の内容

照会書に記載された事業活動を前提とした場合、「在留資格申請APIと連携したシステムを構築し、広く外国人本人、所属機関、登録支援機関等にシステムを提供すること」は、法第1条の2第1項に規定する「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類……その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成」することには当たらず、また、規則第6条第2項に規定する「不正又は不当な手段で、依頼を誘致するような行為」にも当たらない。

（理由）

法第1条の2第1項は、「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。」と規定している。

本件において、事業者が新たに提供しようとするシステムは、当該システム上において、利用者がシステムに入力した内容を、申請書類の様式にオンラインで反映させ、行政書士自身は、転記された情報を確認の上、システム上で申請を行うものであるところ、一般的に、事業者が一定の入力フォームを用意し、同利用者が自己の判断に基づいてその入力フォームに用意された項目に一定の事項を入力して申請書類等を作成する場合、当該書類の作成者は利用者本人であつて、当該システムの提供は、法第1条の2第1項に規定する事務を業として取り扱ったとの評価まではされないものと考えられる。

また、規則第6条第2項は、「行政書士は、不正又は不当な手段で、依頼を誘致するような行為をしてはならない。」と規定し、依頼人が不慣れ又は不知であることを悪用して、報酬を得るがために、その依頼を誘致する等の行為を禁止しているところ、本システムは、あくまで、

利用者が直接、本システムに登録された行政書士に対し、申請書類の提出等を依頼するサービスを提供するものであり、当該サービスの提供そのものが、同項の規定に抵触するものではないと考えられる。